

事業概要

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

木造化支援（1）教育・福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援

- ①対象施設 ： ・教育関連施設・福祉関連施設・商業、観光、医療施設等
- ※補助事業者が協定締結者である場合は、県外における施設の整備についても補助対象**
- ③県産材使用基準 ： ・ぎふ証明材等を木質部の80%以上
- ・主要構造部は原則JAS材又はぎふ性能表示材
- ④補助額・要件 ： 下記表のとおり
- ⑤その他 ： 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

補助対象施設	木造部分の延べ床面積	補助額	協定締結者の場合補助額
教育関連施設	概ね2,000㎡以上 (準耐火構造の規制を受ける施設は、概ね500㎡以上)	木造部分の床面積1㎡あたり17,000円以内 上限30,000千円	木造部分の床面積1㎡あたり17,000円以内 上限30,000千円
福祉関連施設	概ね300㎡以上		
商業・観光 ・医療施設等	概ね100㎡以上		木造部分の床面積1㎡あたり18,700円以内 上限50,000千円
	500㎡以上		木造部分の床面積1㎡あたり19,550円以内 上限50,000千円
	1,000㎡以上		

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

木造化支援（2）新技術・新製品を活用した施設の木造化支援

- ①対象施設 : 新たな部材や新技術を活用したモデル性が高いものとして知事が認める施設
- ①県産材使用基準 : ぎふ証明材等を木質部の80%以上（主要構造部は原則JAS材又はぎふ性能表示材）
- ②その他 : 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

木造部分の延べ床面積	補助率	補助額の上限	協定締結者の場合 補助額の上限
概ね100㎡以上	補助対象経費の2分の1以内	30,000千円	30,000千円
500㎡以上			50,000千円

木造化支援（3）小規模施設の木造化支援

①対象施設

教育関連施設、福祉関連施設、公共施設、管理施設、休憩施設、展望施設、観光案内施設、農林産物販売所、集会施設、畜舎、土木資材利用施設（防護壁、木柵、土留等）、四阿、階段、ガードレール、木橋、木製遊具、バス停、公衆トイレ、パーゴラ、その他本事業の目的を達成するうえで知事が必要と認める施設

- ②延べ床面積面積の目安 : 概ね5㎡以上300㎡未満
- ③総木材使用量（製品換算） : 概ね2㎡以上
- ④県産材使用率 : 90%以上
- ⑤補助額 : 1/2以内（補助上限額3,000千円）
- ⑥その他 : 他国・県補助金との併用は原則不可、市町村補助は可

ぎふ県産材利用促進施設等整備事業

内装木質化支援

- ①補助対象施設 : 教育関連施設、福祉関連施設、商業施設観光施設、医療施設、市町村役場庁舎等
 - ②県産材の使用基準 : 原則としてぎふ証明材等、厚さは概ね10mm以上
 - ③補助額 : 施工面積1㎡あたり5千円以内（準不燃材以上使用の場合は10千円以内）
上限補助額 30,000千円
 - ④その他 : 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）
協定締結者の場合は、事務室等も補助対象
-

備品導入支援

- ①補助対象施設 : 教育関連施設、福祉関連施設、商業施設、観光施設、医療施設
- ②補助金 : 1／2以内 上限5,000千円
※協定締結者の場合 1／2以内 上限10,000千円（県内外に複数の施設に導入する場合）
※備品ごとの上限額も設定
- ③その他 : 他国・県補助金との併用は原則不可、市町村補助は可